

タイの環境規制について

著者

Green & Blue Planet Solutions Co., Ltd.

梅山 研一

1. はじめに

東南アジアにおける工業先進国であるタイでは、経済成長とともに、様々な環境汚染問題が噴出してきている。工業団地からの排出や自動車の排ガスなどにより、工業団地の周辺地域や大都市では大気汚染が進行しており、またチャオプラヤ川をはじめとする河川や都市部の水路では、水質悪化が進行している。さらに、増大する廃棄物（一般ごみや有害廃棄物、廃電気電子機器など）の管理や騒音による公害問題なども、重要な課題となっている。

市民の環境意識も高まりをみせており、1990年代にはタイ北部ランパン県のメーモ石炭火力発電所や東部ラヨン県マプタプット石油化学工業地帯の公害問題が社会問題として顕在化した。マプタプット（Map Ta Phut）工業団地の周辺住民が、工場から排出される有害化学物質により甚大な健康被害を受けているとして訴訟を提起した公害問題は社会の大きな関心事となり、中央行政裁判所は、2009年9月、総額でおよそ100億ドル（約9100億円）にのぼる76件のプロジェクトに中断を命じた。日本商工会議所と日本貿易振興機構（JETRO）が実施した調査によると、タイに進出している日系企業の3分の1がプロジェクト中断の影響を受けたといい、2010年後半には多くのプロジェクトについて再開が認められたものの、このマプタプット公害問題によって、タイにおける環境管理の重要性やリスクが改めて浮き彫りになった。

本稿では、タイで事業を行う日系企業が知っておくと役に立つタイの環境問題および法整備の歴史、現在、今後の展望を紹介する。

2. タイの環境規制概要

2.1 タイ王国憲法

タイの最高法規は、タイ王国憲法である。近代において、軍事政権と文民政権の交代が頻繁に行われてきた同国では、憲法もまた同様に、改廃が繰り返されてきた。2011年、タイでは総選挙が実施され、タイ貢献党の勝利により同国初めての女性総理大臣としてインラック氏が首相に就任した。しかし、2014年5月22日の軍事クーデターにより同氏は罷免され、プラユット陸軍司令官の暫定政権が誕生した。2014年7月22日、従来の2007年憲法に代わる暫定憲法が公布され、その後2017年4月6日に「仏暦2560年（西暦2017年）タイ王国憲法」が公布され民政移管に向かう最初の途筋がつけられた。しかし、2023年1月現在も実質的に軍主導の政権運営が続いており、若者を中心とした民主派による抗議活動が活発化、民主化に向けた議論がヒートアップしている。

タイでは、1973年10月、民主化を要求する学生運動が激化し（学生革命）、それまでの軍部を中核とした政権が崩壊した。その結果、1974年、民主的な内容の1974年憲法が制定された。この際に、同国では初めて、環境に関するコンセプトが憲法に盛り込まれており、1974年憲法は、天然資源の搾取が保全の原則を超越してはならないと規定

している。同国では、それ以前にも、森林や鉱物、海洋資源等の天然資源あるいは公衆衛生に関する法令が存在したものの、それらの法令に“保全”の概念が体系的に組み込まれることはなかった。その点、“保全”の概念を積極的に取り込んだ 1974 年憲法は、同国環境規制の源であり、その後の環境法整備の道筋を開いた歴史的なものであったといえる。1975 年にはタイで初めての環境基本法である国家環境保全推進法が制定された。

1932 年の立憲革命の際に絶対王政から立憲君主制に移行したタイでは、クーデターや暫定政権の樹立などによって、憲法の制定、改廃が繰り返されており、近年では、2006 年 9 月にクーデターが発生し、従来の 1997 年憲法が停止された。その後、同年 10 月に暫定憲法が制定された後に、翌 2007 年 8 月 24 日に制定されたものが、2007 年憲法である。全 15 章 309 条から構成される 2007 年憲法は、環境保護に関する規定を含んでおり、環境に悪影響をおよぼす可能性がある開発プロジェクトに際して、市民による参画の権利を明確に認めている（第 57、66、67 条）。また、憲法は、国民に、天然資源および環境を保全する義務を課している（第 73 条）。

前述のマプタプット工業団地をめぐる公害訴訟では、地域住民は、2007 年憲法第 67 条を根拠に公害訴訟を提起した。同第 67 条 2 項は、環境や天然資源、市民の健康に重大な影響を与える開発プロジェクトに対して、環境影響評価（EIA）および健康影響評価（HIA）とパブリック・ヒアリングを実施しなければ、プロジェクトを実施してはならないと規定している。しかしながら、2007 年から憲法が施行されているにもかかわらず、公害訴訟された 2007 年まで、“重大な影響を及ぼすプロジェクト”の定義については検討が行われておらず、また、健康影響評価の手続きや独立した組織の詳細についても、明確になっていなかった。そのため、実際には EIA および HIA が行われないうまにプロジェクトが進められており、この訴訟によって 76 件ものプロジェクトが停止に追い込まれたことで、“重大な影響を及ぼすプロジェクト”が明確に定義されることとなった。

2.2 環境に関する法律

タイにおいて環境管理に関わる主な法律を表 1 に紹介する。タイでは、初めて環境に関するコンセプトを盛り込んだ 1974 年憲法のもとで、1975 年、仏暦 2518 年（1975 年）国家環境保全推進法が制定された。本法に基づき、副首相を委員長とする国家環境委員会（NEB：National Environment Board）が設置されるとともに、環境政策展開のための組織として国家環境委員会事務局（ONEB：Office of National Environment Board）が新設された。本法の注目に値する点として、以下の 3 点がある。

- ・ 科学技術省に、環境基準およびモニタリング手法を定める権限を授権
- ・ プロジェクトの許認可を与える当局に対して、ONEB に環境影響評価報告書（EIA）を提出するよう要求
- ・ 環境汚染等の緊急時に、行政命令を発令する権限を首相に授権

これらの規定が含まれていたにもかかわらず、この1975年国家環境保全推進法は多くの課題に直面することになり、うまく機能するには至らなかった。環境管理がずさんで、様々な機関が環境管理に関するそれぞれの責任を負っていた結果、当局間における役割の重複やコミュニケーションの混乱がもたらされた。また、当時、同国の社会開発は、国家経済社会開発計画に依拠して行われており、1970年代における優先課題が外国からの投資の奨励および工業化の促進であったことも、その背景にある。1980年代には、1975年国家環境保全推進法の脆弱な執行状況を立て直すため、ONEBが種々のてこ入れ策に取り組むが、工業化を優先させる他の省庁や機関の強力な反対があり、実質的な状況の改善には至らなかった。一方で、経済成長および工業発展は加速し、環境汚染はますます深刻化していった。

1990年代に入り、タイの環境法整備は転換点を迎える。環境管理を経済開発計画に組み込むという政策方針のもと、1992年には、従来の1975年国家環境保全推進法を廃止、刷新する新たな環境基本法“仏暦2535年（1992年）国家環境保全推進法”が制定された。また、この年、環境管理に深く関わる有害物質法（Hazardous Substance Act, B.E. 2535 (1992)）、工場法（Factory Act, B.E. 2535 (1992)）および公衆衛生法（Public Health Act, B.E. 2535 (1992)）についても従来の法律が廃止されて刷新されるとともに、省エネルギー促進法（Energy Conservation Promotion Act B.E. 2535 (1992)）が新たに制定された。環境関連の法律が相次いで刷新あるいは新たに制定された背景には、都市部における公害問題の悪化、国王および当時のアナン政権が環境問題に注力していたこと、汚染事故による経済被害、観光リゾート地であるパタヤーやプーケットの環境悪化などがあり、この時期に、環境問題が社会問題として広く認識されるようになった。

表1 タイにおける環境管理に関わる主な法律一覧

法律名称	分野	所管	概要
国家環境保全推進法 (1992)	公害防止	天然資源 環境省	1975年国家環境保全推進法に代わるものとして1992年に刷新されたタイの環境基本法。水質汚染や大気汚染、廃棄物管理、騒音、振動などの公害対策全般について規定。一部の工場やコンドミニアム、インフラプロジェクトなどで要求される環境影響評価（EIA：Environmental Impact Assessment）制度は、本法の下で運用されている。
工場法 (1992)	工場の環境管理	工業省	1969年工場法に代わるものとして1992年に制定。工場の安全確保および環境の保護がその主要な目的。環境管理について多岐にわたる下位法令が制定されており、製造業にとっては非常に重要な法律。主な要求として、特定工場における環境担当者の届出、汚染物質の排出報告、工場排水基準、煙突からの排ガス基準、産業廃棄物管理、土壌・地下水汚染管理、騒音基準など。消防対策や高圧ガス管理など、安全面の要求についても規定。
有害物質法 (1992)	有害物質管理（有害廃棄物の輸出入管理を含む）	工業省を 中心に4 省6部局	1967年毒物法に代わるものとして1992年に制定。タイにおける有害化学物質管理の法的基盤を構築する法律であり、有害物質の製造・輸入・輸出・保有を規制。多数の下位法令の下、有害化学品を輸出入する際の届出・許認可制度や有害物質の保管に係る専任者制度などを運用。工場にて有害物質を保管する際は、本法の規定に則って安全に保管しなければならない。なお本法に基づく規制対象の有害物質リストには、工業用化学品に加えて農薬や食品・医薬品関連物質なども含まれる。バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の輸出入管理も、本法によって運用。
公衆衛生法 (1992)	公衆衛生	公衆衛生 省	1941年公衆衛生法に代わるものとして1992年に制定。暮らしの衛生や環境の健全性、衛生的な環境に関連して、国民を保護することを目的とする。一般一般廃棄物（工場のオフィス棟から生じる生活ごみや食堂から生じる残飯等）については本法律に従って管理される。また本法に基づく「健康に有害な影響を与える事業」を行う事業者は、地方条例に従って地元自治体から許可取得や料金支払い等手続きを行わなければならない。
労働安全衛生環境法 (2011)	労働安全衛生	労働省	労働安全・衛生・環境に対する危険をなくすことを目的として、雇業者および被雇業者の義務を規定。種々の下位法令によって、安全管理者の届出、労働安全衛生環境委員会の設置（従業員50名以上の事業所）、安全部門の設置（従業員200名以上の事業所）、職場の環境測定、防災対策などの要求を規定。
省エネルギー促進法 (1992)	省エネ	エネルギー省	工場や建物、機器装置の省エネ等を規制する省エネ分野の基本法。下位法令で定義される指定工場は、①エネルギー責任者の配置、および②エネルギー管理システムの構築を行わなければならない。加えて、指定工場は毎年第3者による外部監査を受け、エネルギー管理報告書を提出する。
タイ工業団地公社法 (1979)	工場の環境管理	タイ工業 団地公社	タイ工業団地公社（IEAT：Industrial Estate Authority of Thailand）が管轄する工業団地の運営方法や入居ルールについて規定。環境管理についても規定しており、IEAT管轄工業団地に入居する工場は、本法に則って工場の設立、操業を行わなければならない。

出所：Green & Blue Planet Solutions Co., Ltd.作成

発行者 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

3. 今後の環境規制同行の展望

最近および今後の規制動向の展望を分野別に紹介する。

3.1 気候変動

気候変動は、今ももっとも注目を集めている環境問題の一つであり、企業活動にも大きな影響を与えている。タイでは、天然資源環境省の天然資源環境政策計画事務局が中心となって、気候変動法案の策定が進められている。気候変動法が制定されれば、環境汚染物質排出量の報告や炭素税などが制度化される可能性がある。

また、民間レベルでは排出削減に向けた自主的な取り組みが大企業を中心に進んでいる。注目動向の一つが再生エネルギー証書「I-REC (International Renewable Energy Certificate)」である。「再エネ証書」とは風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーで作ったグリーンな電気が持つ環境価値を証書化して取引することで、再生可能エネルギーの普及・拡大を図る電源トラッキング制度である。タイ国内における I-REC 登録発電所数の推移および発電所の内訳を図 1 および図 2 に示す。市場の活性化を受けて、I-REC 登録発電所の数も年々増加しており、2022 年には登録数が前年比で約 3 倍に増加した。

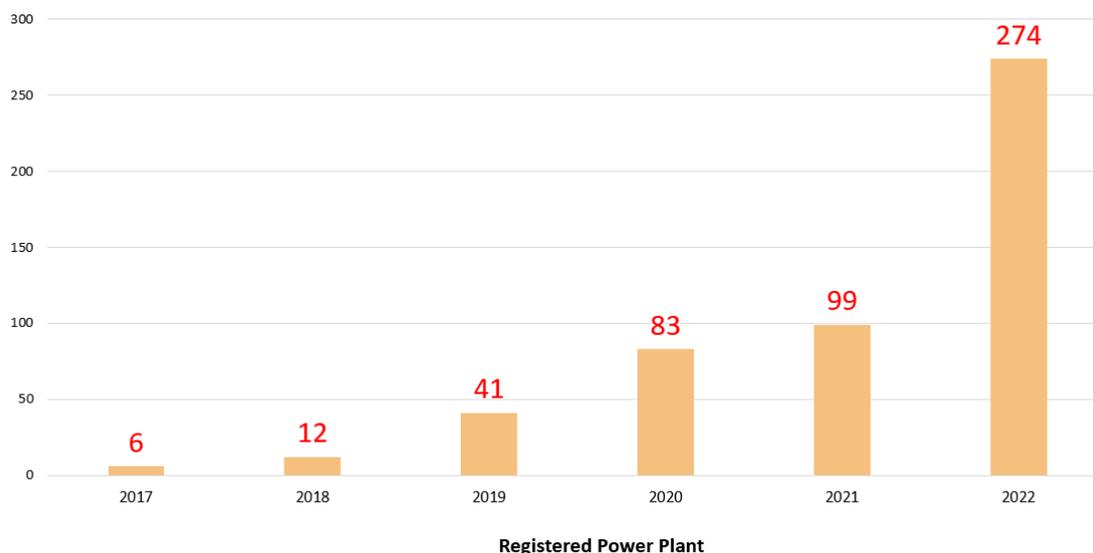


図 1 タイ国内における再生エネルギー証書 (I-REC) 登録発電所数の推移 (累積)
出所：各種データを元に Green & Blue Planet Solutions Co., Ltd. 作成 (2022 年 11 月時点)

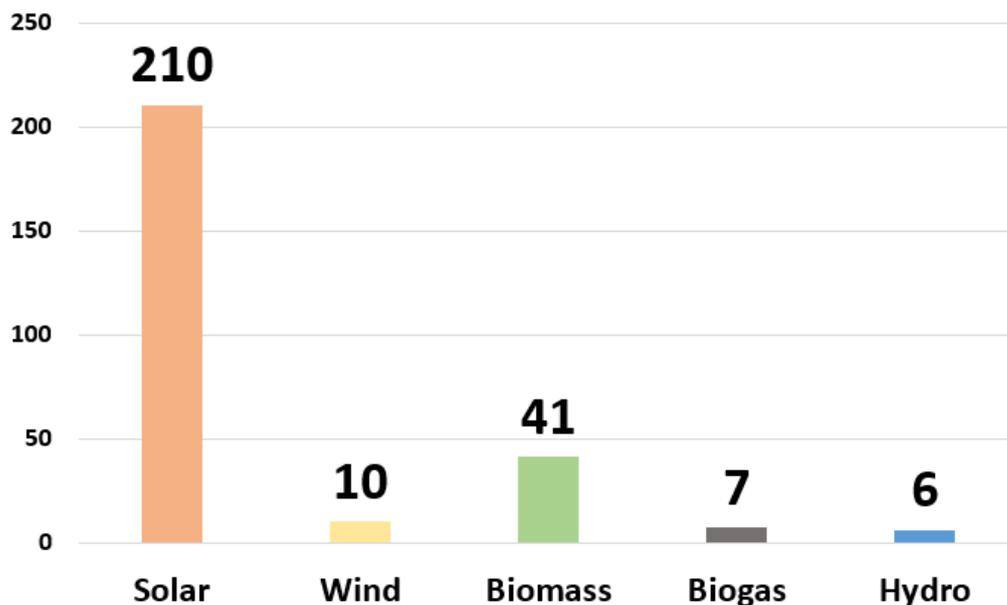


図2 タイ国内における再生エネルギー証書(I-REC)登録発電所の内訳(電源別)
出所: 各種データを基に Green & Blue Planet Solutions Co., Ltd.作成 (2022年11月時点)

3.2 大気汚染、水質汚染、土壌汚染

タイではPM2.5による大気汚染が社会の大きな関心を集めている。PM2.5は、大気中に浮遊している直径2.5マイクロメートル(1マイクロメートル=1mmの1000分の1)以下の小さな粒子のことをいい、PMとは「Particulate Matter(粒子状物質)」の頭文字をとったものである。タイでは例年、モンスーンが吹く雨季(5月~9月)においては大気の循環量が大きいため、汚染物質が希釈されてその濃度が低くなり、大気質は良好になる。一方、年の瀬から年初にかけての時期は風がないため大気の循環が悪くなり、逆転層(通常ならば高度の上昇にともない気温が低下するところ、逆に上昇しているために、空気の対流が妨げられる状態となること)が生じて大気汚染が悪化する。特に、チェンマイなどの北部では野焼きに起因する大気汚染が深刻で、世界最悪レベルの汚染度を記録する日もある。2023年6月から24時間平均の基準値が従来の $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ から $37.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に強化されるが、今後は基準を満たすための実効的な施策がますます求められるだろう。

製造業に直接的に影響を及ぼす動向としては、2022年6月、コミュニティが工場の空気汚染排出の監視に参加して持続可能なエリアの管理ができるように、特定工場に対して煙突から出る排ガス中の汚染物質を連続的に測定するツール(CEMS: Continuous Emission Monitoring Systems)を設置して当局にデータ通信を義務付ける法令が改正され、タイ全土に適用されることとなった。また、タイでは環境汚染物質排出移動登録制度(PRTR制度)の導入が検討されており、まもなく本格運用が開始されるとみられる。

表2にPRTR制度の規制対象の草案を示す。

表2 環境汚染物質排出移動登録(PRTR)制度の規制対象事業区分 (草案)

No.	事業種
1	植物関連事業
2	食品関連事業
3	繊維や皮革の加工、関連製品の製造
4	木材製品、家具の製造
5	製紙業
6	化学、石油化学事業
7	石油精製、ガス分離事業
8	ゴムおよび関連製品の製造
9	プラスチック製品の製造
10	建築用の石、砂利、土等に関する事業
11	非金属製品（ガラス、セラミック、コンクリート等）の製造
12	鉄鋼および非鉄金属の製造業
13	機械・機器の製造
14	電気電子製品および関連部品の製造
15	自動車製品および関連部品の製造
16	自動車の修理、加工、洗浄、塗装等
17	廃棄物処理、リサイクル業
18	発電、蒸気の供給事業
19	その他の製造業

出所：タイ工業省の法令草案を基に Green & Blue Planet Solutions Co., Ltd.作成

3.3 廃棄物

図3にタイのプラスチック廃棄物管理のロードマップを示す。このロードマップによるとタイ政府は、2025年にプラスチックスクラップの輸入を禁止する方針を示しており、今後3年間で段階的に実施していく計画である。第1段階となる2023年は、実際の生産能力に応じて輸入プラスチックスクラップの量を制限するが、企業が必要とするスクラップについては今まで通り輸入が可能となる。第2段階の2024年では輸入量は50%だけとなり、そして2025年からは全面禁止とする予定である。包装材廃棄物を製造者リサイクル責任の下で管理する制度についても議論が行われているが、法整備には今しばらく時間がかかる見込みである。



図3 タイのプラスチック廃棄物管理ロードマップ

出所：タイ天然資源環境省

加えて、廃電気電子機器の管理も、重要な課題として認識されている。拡大製造者責任の原則に基づく廃電気電子機器管理法案が10年近く前から議論されているが、いまだ法制化には至っていない。法律が成立すれば、エアコンやテレビ、パソコン等の家庭用電気電子製品を対象に、リサイクルが義務化される見込みである。

4. おわりに

他の新興国同様、タイにおいても環境法規の整備がさらに進んでいる。最新の法規制情報を常に把握し、法令遵守に継続的に取り組むことが、事業リスクの軽減には不可欠である。また、昨今のESGの潮流に合わせて、攻めの環境戦略によって事業チャンスを切り開く可能性も十分に考えられる。タイにおいてはBCG(バイオ-循環型-グリーン)経済政策が積極的に推進されており、これらBCG分野におけるビジネスチャンスは大きい。本稿が、タイにおける環境戦略および法令コンプライアンスの一助になれば幸いである。

本報告は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターが Green & Blue Planet Solutions Co., Ltd. に調査を委託して取りまとめたものです。

委託先 : Green & Blue Planet Solutions Co., Ltd.

電話: +66-(0)21207621

URL: <https://jp.gb-planet.com/>

著者紹介

梅山 研一

10年以上にわたってタイの環境関連法令のリサーチ&コンサルティング業務に従事。2016年からタイ現地法人にて、日系製造業を中心に環境労働安全衛生コンプライアンスのためのコンサルティングサポートを提供。現地で日々規制当局との折衝・調整等を行っており、法令の要求および実務に精通。アジア工科大（タイ・バンコク）環境工学修士課程修了。ユネスコ水教育研究所（オランダ・デルフト）環境科学修士課程修了。公害防止管理者（水質1種）。JETRO バンコク中小企業等海外展開現地支援プラットフォーム・コーディネーター（2021年～）。

[免責事項]

※本報告の情報に基づいて行った行為により生じたいかなる結果に関しても、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターおよび Green & Blue Planet Solutions Co., Ltd. は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
※本報告の内容は2022年12時点の情報で作成しておりますので、最新情報は必ず関係機関発行の原文によりご判断ください。